

鈴鹿青少年センター 質問と回答

質問項目	質問内容	回答
<p>募集要項 P7 イ 施設等の修繕について</p>	<p>「指定管理料には修繕料が含まれています。」となっていますが、修繕料は県教育委員会としては、各年度指定管理料の内、いくらが積算していますか。</p> <p>「修繕料の執行残が発生した場合は、返還していただきます。」となっていますが、不足した場合は上乗せしていただきますか。</p>	<p>平成 22 年度の指定管理者で実施された修繕料の実績に、経年劣化に伴う修繕料を増額し積算しています。</p> <p>募集要項 P7 (4) イ施設等の修繕に記載してありますが、指定管理者は、日常の点検業務を行い修繕計画をたてていただくこととなっております。よって、年度ごとの修繕料に必要な金額は、不足した場合は上乗せしません。ただし、資料 19「三重県立鈴鹿青少年センターの管理運営に係る設置者と指定管理者とのリスク分担表」に記載のとおり、1 件 250 万を超える場合は、県教育委員会と指定管理者が協議して負担を決定することとします。</p>
<p>募集要項 P8 ウ その他 (ア) 自動販売機の設置について</p>	<p>現在、指定管理者の方で目的外使用許可を申請し、2 社の業者が設置して新たに設置するスペースはないかと思いますが、平成 25 年 4 月 1 日からは県教育委員会の方で青少年センターに自動販売機をさらに増やして設置されるということですか。それとも、県教育委員会が現在 2 社の業者が設置している場所にその業者を撤退させて、自動販売機を設置するということでしょうか。</p>	<p>目的外財産使用許可は、年度毎に許可をしており、現在の使用許可期間は、平成 25 年 3 月 31 日で終了します。よって、期間が満了することから、平成 25 年 4 月 1 日から、県教育委員会において、自動販売機を設置し貸し付け業務を行なう予定としています。なお、設置台数等については、利用者の利便性を考慮し決定していきます。</p>
<p>(イ) ネーミングライツ(命名権)の導入に向けての検討について</p>	<p>ネーミングライツについて、平成何年度から導入される予定ですか。</p>	<p>ネーミングライツの導入については、三重県行財政改革推進本部において、現在検討しており、導入の時期についても未定となっております。また、三重県行財政改革推進本部の会議の概要については、下記ホームページをご覧ください。</p> <p>http://www.pref.mie.lg.jp/GYOUKAKU/HP/kaikaku/H24suisinhonbu.htm</p>

質問項目	質問内容	回答
	<p>ネーミングライツについて、名称が変わるとなると施設としては、看板・印刷物・封筒など変更する必要がありますが、その経費は県教育委員会で負担していただけますね。また、変更する時期は余裕を持って連絡をしていただけるのでしょうか。指定管理者としては、利用団体への連絡などが必要となり負担が増えることになります。</p>	<p>質問 の回答と同様です。</p>
<p>募集要項 P 10 6(1) 指定管理に係る指定管理料について</p>	<p>指定管理料の平均年額を前回と比較すると減額となっていますが、その根拠は何ですか。</p>	<p>指定管理料の算定は、支出見込額と収入見込み額の差額となっています。収入は、利用者数の増に伴う利用料金の増加分を平成 22 年度の実績に加えて算出しています。支出は、平成 22 年度実績を算定の基礎とし、主催事業の充実等求めた取組みの実施に必要な経費、及び施設・設備の経年劣化に伴う施設・設備の更新費用修繕費を加えて算出しています。</p>